

平成30年度東京都公衆浴場改善資金利子補助要綱

平成30年4月1日

29生消生第558号

(目的)

第1 この要綱は、公衆浴場の所有者又は経営者が特定金融機関から公衆浴場の改善に必要な資金を借り受けた場合に支払わなければならない利子の一部を東京都が補助することにより、浴場施設の改善、経営の安定及び施設の存続を図り、もって都民の日常生活の利便及び衛生水準の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場又は法第2条第3項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「確保浴場」とは、公衆浴場であって、知事が別に定める基準により確保することを必要と認める浴場をいう。

3 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

4 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の新築若しくは改築又は修繕について所有者の承諾を得た者をいう。

5 この要綱において「特定金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第14条第1項の規定により株式会社日本政策金融公庫から業務の委託を受けた金融機関及び当該金融機関から当該業務の再委託を受けた金融機関

(2) 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第2条第3項の規定により株式会社商工組合中央金庫の業務を代理する金融機関

(3) 東浴信用組合

6 この要綱において「公衆浴場改善資金」とは、特定金融機関が公衆浴場の所有者又は経営者に貸し付ける資金のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する資金であって、かつ、(4)から(7)までの全ての条件に該当するものをいう。

(1) 公衆浴場の浴場施設で現に公衆浴場の業に供されている建物の新築又は改築及び当該新築又は改築に伴って行われる浴場用設備の設置又は改善に要する資金（耐震診断及び耐震補強工事を含む。以下「改築資金」という。）

(2) 公衆浴場の浴場施設で現に公衆浴場の業に供されている施設の修繕及び当該修繕に伴って行われる浴場用設備の設置又は改善に要する資金（耐震診断及び耐震補強工事を含む。以下「修繕資金」という。）

(3) 公衆浴場の浴場施設で現に公衆浴場の業に供されている施設及びこれに附属す

る施設（施設の例示については、別表のとおり）の用地の賃貸借契約の更新又は当該用地の買取りに要する資金（以下「施設存続資金」という。）

(4) 5 (1)に掲げる金融機関が株式会社日本政策金融公庫法第11条に規定する業務として行う貸付に係るもの、5 (2)に掲げる金融機関が株式会社商工組合中央金庫法第21条に規定する業務として行う貸付に係るもの又は5 (3)に掲げる金融機関が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の8に規定する業務として行う貸付に係るものであること。

(5) 貸付期間が、30年以内であること。

(6) 工事完了後90日以内（施設存続資金にあつては、助成決定後90日以内）に借り受けた資金であること。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(7) 貸付金の償還方法が元金均等2か月賦又は元金均等月賦償還であつて、改築資金にあつては据置期間が1年以内、修繕資金及び施設存続資金にあつては据置期間がないもの

（補助内容）

第3 東京都は、特定金融機関から公衆浴場改善資金を借り受けた公衆浴場の所有者又は経営者に対し、当該借受けにより特定金融機関に支払わなければならない利子の一部を予算の範囲内で補助する。

（補助を受けることができる者）

第4 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者（施設存続資金にあつては、所有者）であつて、次の要件を全て満たす者とする。

1 特定金融機関から公衆浴場改善資金を借り受けており（これから助成申請する借受けを予定していること。）、知事が補助することを適当と認めた者

2 事業税及び都民税を現に滞納していない者

3 公衆浴場改善資金の各資金について、同一の公衆浴場を対象として他の利子補助を東京都から受けていない者

4 1から3までに掲げるもののほか、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（補助対象資金の限度額）

第5 第3の規定により東京都が補助の対象とする公衆浴場改善資金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 改築資金にあつては、1浴場施設につき1億円

(2) 修繕資金にあつては、1浴場施設につき5千万円

(3) 施設存続資金にあつては、1浴場施設につき1億円

（補助金の額）

第6 第3の規定による利子補助金（以下「補助金」という。）の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改築資金にあっては、公衆浴場の所有者又は経営者が借り受けた資金のうち東京都が補助の対象とする資金について、借受期間中（借受期間が20年を超える場合は20年）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率を年3.5パーセント（借受利率から3.5パーセントを控除した利率が1.0パーセント未満である場合は、借受利率から1.0パーセントを控除した利率）として計算して得た額に相当する額とする。ただし、確保浴場の所有者又は経営者が借り受けた資金については、借受利率から0.5パーセントを控除した利率により計算して得た額に相当する額とする。
- (2) 修繕資金にあっては、公衆浴場の所有者又は経営者が借り受けた資金のうち東京都が補助の対象とする資金について、借受期間中（借受期間が10年を超える場合は10年）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率を年3.5パーセント（借受利率から3.5パーセントを控除した利率が1.0パーセント未満である場合は、借受利率から1.0パーセントを控除した利率）として計算して得た額に相当する額とする。ただし、確保浴場の所有者又は経営者が借り受けた資金については、借受利率から0.5パーセントを控除した利率により計算して得た額に相当する額とする。
- (3) 施設存続資金にあっては、公衆浴場の所有者が借り受けた資金のうち東京都が補助の対象とする資金について、借受期間中（借受期間が10年を超える場合は10年）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率を年3.5パーセント（借受利率から3.5パーセントを控除した利率が1.0パーセント未満である場合は、借受利率から1.0パーセントを控除した利率）として計算して得た額に相当する額とする。

（補助金の助成申請）

第7 改築資金又は修繕資金に係る補助を受けようとする者は、特定金融機関に公衆浴場改善資金の借受けの申込みをする前に、利子補助金助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (2) 借受けに係る工事の見積書、図面及び工程計画書の写し
- (3) 借受けに係る浴場施設の営業許可書の写し
- (4) 借受けに係る浴場施設の登記事項証明書
- (5) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、土地所有者の建築承諾書）
- (6) 印鑑証明書
- (7) 法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (8) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）、個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
- (9) 誓約書（別記第2号様式）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

2 施設存続資金に係る補助を受けようとする者は、特定金融機関に公衆浴場改善資金の借受けの申込みをする前に、利子補助金助成申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (2) 借受けに係る借地の現行（更新又は買取り前）の賃貸借契約書の写し
- (3) 借受けに係る借地の賃貸借契約見積書又は売買契約見積書の写し
- (4) 借受けに係る借地の上に存する浴場施設の営業許可書の写し
- (5) 借受けに係る借地の上に存する浴場施設の登記事項証明書
- (6) 借受けに係る借地の登記事項証明書及び公図
- (7) 印鑑証明書
- (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書
- (9) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）、個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
- (10) 誓約書（別記第2号様式）
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
（補助金の助成決定）

第8 知事は、第7 1又は2の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の助成を決定し、利子補助金助成決定書（別記第3号様式）により、また、助成しないことと決定したときは通知書（別記第4号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の助成申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の助成決定をすることができる。

3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

（申請の撤回）

第9 補助金の助成決定を受けた者は、助成決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（助成決定の辞退）

第10 補助金の助成決定を受けた者が補助金の交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（借受けの申込み）

第11 補助金の助成決定を受けた者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、特定金融機関に対し、助成決定の内容に従って公衆浴場改善資金の借受けの申込みを行うものとする。

（工事の着工時期等）

第12 改築資金又は修繕資金に係る補助金の助成決定を受けた者は、特定金融機関から公衆浴場改善資金についての借受けの決定の通知を受領した日の翌日から起

算して90日以内に、かつ、当該年度内に助成決定に係る工事に着手しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 施設存続資金に係る補助金の助成決定を受けた者は、特定金融機関から公衆浴場改善資金についての借受けの決定の通知を受領した日の翌日から起算して90日以内に、かつ、当該年度内に助成決定に係る借地の賃貸借契約の更新又は売買契約の締結をしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 2の場合において、補助金の助成決定に係る契約が完了したときは、速やかに契約完了届（別記第6号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。（工事期間）

第13 改築資金又は修繕資金に係る補助金の助成決定を受けた者は、助成決定に係る工事について、新築又は改築にあつては着手した日から1年以内に、修繕にあつては180日以内に完了しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 1の場合において、補助金の助成決定に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（別記第7号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。（変更承認申請）

第14 補助金の助成決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、変更承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の助成決定に係る工事内容（施設存続資金にあつては、借地の賃貸借契約又は売買契約の内容）を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助金の助成決定に係る資金の借受内容を変更しようとするとき。

(3) 第12 1若しくは2のただし書き又は第13 1ただし書きの適用を受けようとするとき。

（変更承認）

第15 知事は、第14の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、変更承認書（別記第9号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第10号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1に規定する変更を承認した場合において、必要があるときは、補助金の助成決定の内容に修正を加えることができる。

（助成決定の取消し）

第16 知事は、補助金の助成決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の助成決定を受け、又は公衆浴場改善資金を借り受けたとき。

(2) 知事の承認を受けないで、補助金の助成決定に係る工事内容（施設存続資金にあつては、借地の賃貸借契約又は売買契約の内容）を著しく変更し、又は助成決定に係る資金の借受内容を変更したとき。

(3) 正当な理由なく、第11に規定する期間内に特定金融機関に対し、借受けの申

込みをしなかったとき。

- (4) 改築資金又は修繕資金にあつては、正当な理由なく、第12-1に規定する期間内に、工事に着手しなかったとき。
- (5) 施設存続資金にあつては、正当な理由なく、第12-2に規定する期間内に、借地の賃貸借契約の更新又は売買契約の締結をしなかったとき。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、補助金の助成決定の条件又は知事の指示に違反したとき。
- (7) 助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (8) その他、助成決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。

2 知事は、1の規定により補助金の助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書（別記第11号様式）により通知する。

（助成決定後の届出事項）

第17 補助金の助成決定を受けた者が、補助金の交付決定前に、住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第18 補助金の助成決定を受けた者は、特定金融機関から助成決定に係る公衆浴場改善資金を借り受けた日の翌日から起算して60日以内に、利子補助金交付申請書（別記第12号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 特定金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 借受期間中に支払わなければならない利子について、特定金融機関が発行する支払予定利子計算書
- (3) 借入申込書の写し
- (4) 契約に係る領収書の写し
- (5) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (6) 施設存続資金にあつては、賃貸借契約更新後の契約書の写し又は売買契約後の所有権移転済を証する登記事項証明書
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第19 知事は、第18の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、利子補助金交付決定書（別記第13号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、不交付決定通知書（別記第14号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定を

することができる。

(申請の撤回)

第20 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助金の継続交付)

第21 知事は、補助金の交付決定に係る借受金の債務を引き継いだ者が、次のいずれかに該当したときは、補助金を継続して交付することができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合であって、その者の相続人として交付決定に係る公衆浴場の所有者又は経営者となった場合

(2) (1)に該当する場合のほか、知事が特別の理由があると認めた場合

2 1の規定に該当する者が、補助金の継続交付を受けようとするときは、利子補助金継続交付承認申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、2の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは継続交付を承認し、利子補助金継続交付承認書(別記第16号様式)により、また、継続交付を承認しないときは、利子補助金継続交付不承認通知書(別記第17号様式)により、それぞれ通知する。

(償還方法の変更承認申請)

第22 補助金の交付決定を受けた者(第21 3の規定により補助金の継続交付の承認を受けた者を含む。以下同じ。)が、天災等の理由により、償還が著しく困難となったため、借り受けた公衆浴場改善資金の償還方法を変更(繰上償還を除く。)しようとする場合において、交付決定の内容の変更を必要とするときは、あらかじめ償還方法変更承認申請書(別記第18号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還方法の変更承認)

第23 知事は、第22の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは償還方法の変更を承認し、利子補助金交付変更書(別記第19号様式)により、また、変更を承認しないことと決定したときは、変更不承認通知書(別記第20号様式)により、それぞれ通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、償還方法の変更申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付変更決定をすることができる。

(利子支払証明書の提出)

第24 補助金の交付決定を受けた者が補助金の支払を受けようとするときは、補助期間中の8月1日から翌年の7月31日までの期間内に支払った利子について、特定金融機関が発行する利子支払証明書(別記第21号様式)を、期間が経過した日の翌日から起算して30日以内に、知事に提出しなければならない。

2 公衆浴場改善資金を借り受けた日から補助金の交付決定の日までの間に、7月31日が到来する場合は、交付決定の日の翌日から起算して30日以内に、利子支払証明書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び請求)

第25 知事は、第24の規定による利子支払証明書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、利子補助金額確定通知書(別記第22号様式)により通知する。

2 1に規定する通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書(別記第23号様式)を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第26 知事は、第25 1の規定による審査の結果、必要があると認めるときは、交付の条件に適合させるための措置を採ることができる。

(補助金の支払)

第27 知事は、第25 2の規定による請求書の提出を受けたときは、請求の内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第28 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 改築資金又は修繕資金にあつては、補助金の対象期間内に交付決定に係る公衆浴場の所有者又は経営者でなくなったとき。

(2) 施設存続資金にあつては、補助金の対象期間内に交付決定に係る用地及び公衆浴場の所有者でなくなったとき。

(3) 事業税及び都民税を滞納したとき。

(4) 公衆浴場改善資金について期限の利益を失ったとき。

(5) 偽りその他不正な手段により公衆浴場改善資金を借り受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。

(7) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(8) その他、交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないとき。

2 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第29 知事は、第28 1(5)から(8)までの規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第30 知事が第28の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期限までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第31 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第30 1の規定の適用については、知事が返還を命じた額に相当する補助金は、最後に受領した日に全て受領したものとみなす。ただし、当該返還を命じた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領日において受領したものとする。

2 第30 1の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第32 第30 2の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（交付決定後の届出事項）

第33 補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 補助金の交付決定に係る浴場施設について、火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。
- (2) 補助金の交付決定に係る借受金の返還が困難になったとき。
- (3) 第28 1(1)から(3)までに該当したとき。
- (4) 公衆浴場改善資金について、繰上償還したとき。
- (5) 住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）その他重要な事項に変更を生じたとき。

（他の規程との関係）

第34 公衆浴場の所有者又は経営者に対する公衆浴場改善資金に係る補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

施設の例示

1 公衆浴場施設で公衆浴場の業に供されている施設	公衆浴場建物、煙突、重油タンク、ボイラー、温水器、井戸、貯水槽等
2 1の施設に附属する施設	住居、コインランドリー、物置